

長 あ 第 369 号

令和6年12月16日

介護保険事業所等

代表者様

鹿児島市 長寿あんしん課長

(公 印 省 略)

令和6年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（国交付金）の二次協議案内

日頃から、本市高齢者福祉施策へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省より協議書の提出依頼がありました。つきましては、事業実施を希望される事業所におかれましては、下記のとおり関係書類をご提出ください。

なお、補助の内容や様式等につきましては、鹿児島市ホームページをご確認ください。

記

1 補助対象事業（事業の詳細は別紙参照）

- (1) 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業
- (2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業・耐震化・大規模修繕等・非常用自家発電設備整備事業）
- (3) 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業
- (4) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- (5) 高齢者施設等の水害対策強化事業
- (6) 高齢者施設等の給水設備整備事業
- (7) 高齢者施設等の安全対策強化事業（ブロック塀等改修整備事業）
- (8) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

2 提出期限 **令和6年12月26日（木）必着**

※期限までの期間が短いことから、事業実施を希望される場合は、担当までご一報ください。

3 提出資料（電子メールにてご提出下さい。）

- (1) 協議書（様式第1）
- (2) 防災・減災等事業整備計画書（別添2）
- (3) 整備計画一覧表（別添3）
- (4) 補助対象面積確認シート（別添4：複合型施設に該当する場合のみ）
- (5) 各種工事の見積書（二者以上）
- (6) 施設の位置図・平面図・現況写真

※裏面もあります

4 注意事項

- (1) 本事業に係る補助金は、原則、一事業所につき一回を限度とすること。
- (2) 補助金を活用して整備を行う場合、鹿児島市からの交付決定通知が届く前に、入札の告示や工事契約、着工をすることは認められないこと。
- (3) 契約手続は、市の公共事業の取扱いに準じて行うこと。
- (4) 補助金を活用して整備を行う場合、整備後に事業を廃止した際等には補助金の返還が発生する可能性があること。
- (5) 一般競争入札を原則とするが、指名競争入札を行う場合に選定する業者は、市の建設工事等競争入札参加有資格者でなければならないこと。
- (6) 補助事業採択後の辞退は、やむを得ない事情がある場合を除き認められないこと。
- (7) 予算の制約により、協議どおり交付できない場合や交付されない場合があること。
- (8) 業務継続計画及び非常災害対策計画の策定がない施設は原則対象外となること。

5 補助の詳細な内容や様式の閲覧等（ホームページ）

ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 施設等整備

> 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（国交付金）の協議案内（令和6年度二次協議）

【問い合わせ・提出先】

長寿あんしん課 長寿施設係

担当：吉松

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

電話：099-216-1147（直通）

E-mail：choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp